

処遇改善加算（賃金改善要件分）の解説

処遇改善（賃金改善要件分）は、加算の額以上に職員に支払わなければならない。
※他の経費にはあててはできません。

下記の①～④の計算式にもとづいて金額を算出してください

①基準年度における賃金水準を適用した額を算出する必要がある。

※現在の職員の状況を基準年度の給与規定に基づき算出する必要がある。

※基準年度以降、給与改定を行っていない場合は本年度給与総額を基準額としてもよい。

②人事院勧告の改定状況を踏まえた金額の算出

※今年度より人事院勧告分も必ず支給（反映）する事が必要になります。

③-1 27年度の公定価格に含まれている、26年度分の人事院勧告分 2%
算出方法は、賃金改善要件分の計算と同じであり加算率の部分が2%

③-2 27年度分の人事院勧告分 1.29%
本年度に限り、公定価格の収入総額に1.29%を掛けた金額

③賃金改善要件分の算出

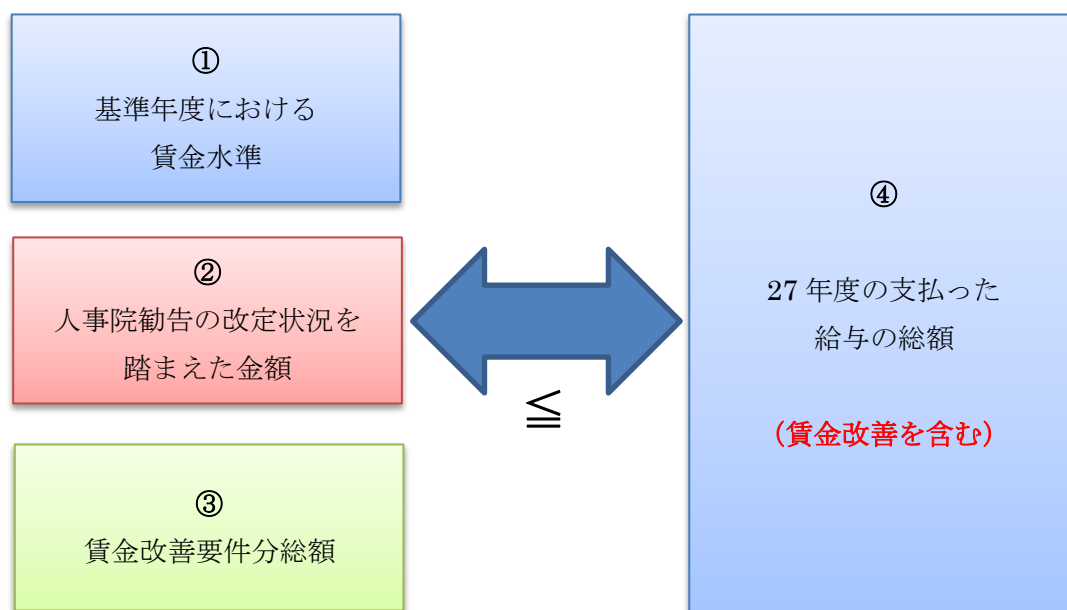
各月初日の利用子ども数の見込みをもとに算出した平均利用子ども数
×
処遇改善等加算の単価の合計額
×
加算率（3～4%） ※経過措置対象園は（1～2%）
×
12ヶ月

※上記の計算式は、あくまで加算見込額の算出であり、実績報告では月々に算出された処遇改善加算の賃金改善要件分の年総額となります。

④本年度の支払った給与の総額（賃金改善要件分も含む）の算出

平成27年度中に支払った総額(見込み)に、賃金改善要件分を合計した金額

「賃金改善」の具体的考え方 (イメージ図)



基準年度の賃金水準①に人事院勧告の改定状況を踏まえた金額②及び賃金改善要件分の総額を加算した金額③と、本年度支払う賃金総額（賃金改善額を含む）④を比較します。

$$\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} \leq \textcircled{4}$$

本年度の支給額が上回らなくてはなりません。

差違が出た場合は、本年度一時金で支払うか、翌年度に繰越となります。

【社会保険料の取り扱い】

賃金改善要件分及び人事院勧告の改定状況を踏まえた金額はともに、社会保険料事業主負担分については含んで良いことになっています。

【施設間の配分の取り扱い】

同一法人で複数の施設を経営している場合、賃金改善要件分については配分する事ができますが、人事院勧告の改定状況を踏まえた金額は配分できません。

詳しくは国からの通知をご参照ください。

平成 27 年 3 月 31 日 施設型給付費等に関する処遇改善等加算について

平成 27 年 8 月 28 日 「施設型給付費等に係わる処遇改善等加算について」の

取り扱いについて